大地の風

加美町農業委員会
加美町字長檀75番地2
☎0229-67-5411

第３８号
令和8年10月発行



令和８年度 農地パトロール実施の様子（活動内容は４ページに掲載）

トピックス

P2・P3
・さつまいも苗植え体験

P4
・農業委員紹介
・農業委員会視察研修
・農地パトロール

P5
・農家相談
・地域の意見交換会、勉強会への出席

P6
・アグリレディースカフェ
・農地の相続

P7
・農地の権利移動・設定・転用等の状況
・農業委員会スケジュール
・農地の相談　・農業者年金

P8
・農活雑感　・全国農業新聞
・農地Q＆A　・編集後記

推進事業
苗植え体験
ＪＡ加美よつば　共催



「おはようございます！」園児たちの元気いっぱいの挨拶で、さつまいもの苗植えがスタートしました。開会式を終え、農業委員から植え方を教わったら、いよいよ作業開始です。

園児たちの小さな手にはめられた可愛い軍手を見るだけで、心がほっこりします。「大きくな～れ」と言いながら、優しく「ぽんぽん」と土のお布団をかける園児たち。お友達に「ここにもお布団をかけて！」と声をかけ合う姿に心が温まります。一生懸命な子どもたちの澄んだ目を見ているだけで本当に癒されます。

今回の体験を通して、農業の大切さ、作る喜び、そして食べることの尊さを少しでも感じてもらえたら嬉しいです。秋の収穫で、園児たちの弾ける笑顔にまた会える日を心待ちにしています。

農業委員　澁谷　涼子



5月26日実施　認定こども園おのだ園



5月26日実施　認定こども園みやざき園





食農教育
さつまいも
加美町農業委員会・







農業委員会では、JA 加美よつばとの共催により「食農教育推進事業」を実施しており、今年で 38 回目になります。この事業は、「食」を支える農作物がどのようにしてできるのか、さつまいもの定植と収穫の体験を通じ、食と農業の繋がりを実感してもらうことを目的として実施しています。町内のすべてのこども園、保育園、幼稚園の５歳児に参加していただいており、子どもたちにとっても農業の楽しさに触れる貴重な機会となっています。

新たな農業委員を紹介します



米川　功　委員（東鹿原）

担当区域：東小野田・鹿原

欠員となっていた農業委員について、加美町議会６月定例会において議会の同意をいただき、新たに１名が任命されました。

任期は令和８年６月 25 日から令和 10 年３月 31 日です。

活動報告①

農業委員会視察研修 in 秋田県大潟村

令和８年７月２日～７月３日実施



要塞一眼下に広がる水路に囲まれた１万 ha を超える農地を見た瞬間の第一印象がそれでした。

ガイドさんは当時の入植者の方で、入植には試験があったことや、開拓当初はトラクターが泥に埋まるのが日常だったことなど、貴重な体験談を語ってくださいました。村内は農地、施設、住宅地が明確に区分され、住宅地への農機の乗り入れも禁止されるなど計画的な村づくりが徹底されていました。

農地には高低差がほとんどなく、草刈り作業で泣かされる斜面などは存在していません。入植当初は 1.2ha 区画で整備されていたそうですが、現在はさらに大区画化が進められています。

一方、水路は水田より高い位置を流れ、用排水を循環させる独特の仕組みを持ちますが、近年は水温上昇や水質悪化などが課題で、夜間に入水するなどの対応に苦労されているそうです。

翌日は秋田県立大学で最先端の IT 農業を学び、八郎潟干拓地の先人の挑戦と、未来へ向かう農業技術の両方に触れ、大変有意義な視察となりました。

農業委員　三浦　良人

活動報告②

農地パトロールを実施しました



７月 28 日から 30 日にかけて農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施しました。農地パトロールは農地の利用状況を確認するため、毎年実施していますが、年々、遊休農地が増えていると感じます。原因として、高齢化による離農や担い手不足、イノシシやクマなどの鳥獣被害が考えられます。

農地パトロール中も、イノシシの被害にあった農地が多数あり、作物を作りたくても諦めてしまった耕作者の悔しい気持ちを感じました。

しかし、遊休化が解消された箇所や、荒らさないよう管理している農地もあり、嬉しく思いました。

耕作者の努力はもちろん、町や地域が一体となり、耕作放棄地が少しでも解消に向かうよう、１年後のパトロールに期待したいです。



農地利用最適化推進委員　長沼　一弥



活動報告③　令和８年７月15日(水)

原町地区の今後の農業と保全会の取り組み勉強会に出席しました

JA 加美よつば営農販売部　今藤次長より、営農組合の存続と法人化立上げのメリット・デメリットなどについて説明があり、原町地区の今後の農業と保全会の取り組みに関する勉強会が行われました。

活動報告④　令和８年８月８日(土)

宮崎中部営農組合改善組合意見交換会に出席しました

農林課尾形課長より、加美町の地域計画、農業者の高齢化、後継者不足について説明があり、その後、宮崎中部地区の農業問題について組合員と農業委員による意見交換を行いました。





活動報告⑤　令和８年８月８日(土)

出前農家相談を行いました

宮崎中部地区（下小路一、下小路二、東町、下町、中町）を対象に出前農家相談を行いました。

農家相談では、後継者がいないため、自分が耕作できなくなった際は法人へ耕作を頼みたい。水路の状態が悪く、維持管理に手間がかかるといった意見がありました。

みなさんの行政区でも農家相談をしませんか？





農家および農地所有者のみなさまへ

加美町では、年々農家の担い手が減少しています。担い手が減ることで耕作者を探せず遊休農地になってしまう。そうなる前に、今、これからの地域農業について、地域のみなさまと担い手の皆さまと一緒に話し合いをしてみませんか？

遊休農地の適切な管理をお願いします。



「アグリレディースカフェ in 秋まつり」実施のお知らせ

昨年に引き続き今年も加美町秋まつりにおいて、女性委員による「アグリレディースカフェ」を実施します。

農業者年金、全国農業新聞、家族経営協定、農業委員制度について、一人でも多くの方に知っていただく機会になればと思います。

当日は、農業に関するご相談もお受けします。お茶を飲みながら、私たちとお話をしてみませんか？　秋まつりにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

女性委員一同お待ちしています。

・日時　11月8日（日）午前9時～午後3時
・場所　加美町総合体育館（陶芸の里スポーツ公園）

農地を相続したときは届出が必要です！

くわしくは法務省ホームページをご覧ください

▶農地を相続したら

農地法により、農地を相続した際は、農地の所在する市町村の農業委員会への届出が義務付けられています。法務局での登記手続きが完了した後に農業委員会への届け出をお願いします。手続きの際には、届出内容の確認のため、登記完了証を持参願います。

▶相続登記が義務化されました

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化され、相続の開始を知った日から3年以内に登記申請をすることが義務付けられました。

義務化前に相続した土地は、令和9年3月31日までに登記する必要があります。

正当な理由なく義務に違反した場合は10万円以下の過料が科せられることがあります。

不動産を相続したら早めに登記の申請をしましょう。

また、「遺産分割がまとまらない」、「相続人が非常に多く、相続登記に必要な書類の収集に時間がかかる」など、期間内に相続登記をすることが困難な場合もあります。このような場合でも簡易に義務を履行できるよう「相続人申告登記」という制度が創設されました。

▶住所・氏名の変更登記が義務化されました

令和8年4月1日から、不動産所有者は、住所・氏名の変更日から2年以内に変更登記をすることが義務付けられました。義務化前に生じた変更も申請の対象となり、令和10年3月31日までに変更登記をする必要があります。正当な理由なく申請を怠った場合、5万円以下の過料の適用対象となります。これに合わせ「スマート変更登記」サービスの利用が開始され、サービスのご利用により法務局が職権で住所・氏名の変更登記が行われるしくみになっています。

10月から２月の農業委員会スケジュール

【定例総会】

10月26日（月）
11月25日（水）
12月25日（金）
1月25日（月）
2月25日（木）

時間　午後1時30分
場所　加美町役場小野田支所

※毎月10日（10月は9日）（1月は8日）が案件締切日です。

※定例総会中は事務局職員が不在となります。

【相談】

農業委員会では農地に関するお悩みや、ご相談を随時受け付けております。

なお、ご相談が大変多くなっています。相談内容の聞き取りにお時間がかかりますので、事前にお電話にてご予約いただけますとスムーズに対応できます。混雑時にはご予約のお客様から順次対応させていただきますのでご理解とご協力をお願いいたします。

農地の権利移動・設定・転用等の状況
令和７年４月～令和８年３月まで

項目		事由	件数
農地として利用するための移動農地法第３条許可	所有権移転	売買	94
		贈与	15
		交換	0
		小計	109
	賃貸借権の設定		55
	使用貸借権の設定		4
	合　計		168
賃貸借の解約（農地法第１８条通知）			24
農地として利用するための農用地利用集積等促進計画	利用権の設定（賃貸借）		159
	利用権の設定（使用貸借）		7
	所有権移転（売買）		0
	合　計		166
農地の転用農地法第４・５条許可	自己転用		6
	権利移転を伴う転用		25
	合　計		31

離農や経営規模縮小により、農地を耕作しなくなる際は、お早めに農業委員会へご相談ください。

農地は遊休化・荒廃化すると、次の受け手が見つかりにくくなります。

農地が荒廃すると隣地へのご迷惑になる場合もあります。



農地売買は農業委員会での手続きが必要です

農地を農地のまま耕作者に売買する場合、次のいずれかによる手続きが必要です。

①農地法第３条による売買
②農地中間管理機構の農地売買等支援事業による売買

農地売買の手続きの際は、事前に要件等の確認が必要になりますので、お早めにご相談ください。

なお、令和８年度農地売買等支援事業の受付は終了しております。

農業者年金に加入しませんか！

農業者年金は、農業者のための公的な積立年金です。

農業者年金の加入する際の３つの要件

①年間６０日以上農業に従事している。
②２０歳以上６５歳未満（６０歳以上６５歳未満の方は国民年金任意加入被保険者に限る）
③国民年金第１号被保険者

農業者年金の５つのポイント

ポイント１　積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強い年金です。
ポイント２　保険料の月額（２万円から６万７千円）は自分で決められ、いつでも変更できます。
ポイント３　支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象になり、税制優遇で節税になります。
ポイント４　認定農業者など一定の要件を満たす方は保険料の国庫補助があります。
ポイント５　終身年金です。８０歳前に亡くなられた場合は８０歳までに受け取る予定であった金額を死亡一時金として遺族が受け取ることができます。

農活雑感

基幹的農業従事者（ふだん仕事として農業に従事している者）は全国で一〇〇万人を割り、約九十八万人となったとの記事を見ました。

四十年前の三四六万人から約七割以上減少したとのことです。さらに七十歳以上の割合は五十五％で、新規就農者は年間で約四万人と担い手不足は深刻となっております。これは単なる労働力の問題ではなく、地域の農地や食の安全を守る基盤が失われつつある深刻な危機だと強く感じています。

離農が加速する中、農政は担い手への集積頼みがさらに強まっているように感じます。経営が大きくなるほど、資材価格の高騰の影響や農産物価格の下落などのリスクが大きくなります。このことにしっかり目を向け、手厚い支援が必要だと強く思います。

農業は、経営の安定化や働く環境の整備など様々な課題がありますが、「稼げる魅力的な職業」となるよう、現場の声を聞き、これからも活動していきたいと思います。

農業委員会会長職務代理者
杉村　昭宏



農業者の立場に立って編集・発行している農家のための情報誌です。

農業政策を分かりやすく解説。地方版では地域の元気で明るい話題や地域のイベント情報なども紹介しています。

○発行日　毎週金曜日
○購読料　紙版　　月額９００円（税込）
　　電子版　月額７００円（税込）
○発行所　全国農業会議所

◎購読のお申込みは農業委員会までご連絡ください。

農地Q&A　～自分の農地であっても無断で転用することは出来ません～

Q. 自分の農地へ家を建てる際も農業委員会の許可が必要ですか？

A. 自分の農地であっても農業委員会の許可を得ず、無断で転用すると農地法違反となるため、**事前に転用許可の申請手続きが必要です。**違反転用を行った場合、農地への原状回復を求められたり、罰則が適用されることがあります。
住宅建築や事業等で農地を利用する予定のある方は農業委員会までお早めにご相談ください。

大地の風編集委員

農業委員　畠山智史
　　中村貴美子
　　三浦良人
　　小山京子
　　髙橋秀生
　　青砥美恵子
　　猪股弘
　　澁谷涼子

農地利用最適化推進委員
　　長沼一弥
　　佐藤繁

編集後記

変わりゆく農村の姿を、農家以外の方にも分かりやすくお伝えしたいという思いから、「さつまいも植え体験」「農地パトロール」「出前農家相談」等、農業委員会の活動内容を掲載しました。

また、農業委員会では、昨年度より出前農家相談を始めました。地区、あるいは行政区等に出向き、より身近に農業委員会を感じてもらえるよう努力していきたいと思います。



今回もお読みいただきありがとうございました。

農業委員　　猪股　弘